

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、  
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「インターネットによる人権侵害」についてお伝えします。



## インターネットによる人権侵害について

インターネットには掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。安易な書き込みで他の人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえたうえで、インターネット上で起こり得る人権侵害について、理解を深めルールやモラルを守って利用することが大事です。

また、もしも、インターネット上で人権侵害を受けたときは、一人で悩まず法務局でご相談ください。

## どんなことが人権侵害になるの？

インターネットでは自分の名前や顔を簡単に知られることなく発信することができます。そのため、匿名性を利用した人権侵害が発生しています。

最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、

その事件の関係者とされる人たちの個人情報を書き込みがされたり、誤った情報に基づいて、全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない悪口やいやがらせ）する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その内容をネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損などの罪に問われることもあります。

平成26年中に法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局が処理したインターネットを利用した人権侵犯の数は1,224件となりました。このうち、特定の個人について、根拠のないうわさや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといった名誉毀損に関する事柄と、個人情報や私生活の事実にかかわる内容

などを本人に無断で掲載するといったプライバシーに関する事柄の二つの事柄で全体の9割を占めています。

## インターネットでの人権侵害を防ぐには

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大事です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

インターネットでは発信者を特定できないわけではありません。捜査機関などによる発信者による特定は可能です。匿名の書き込みであっても、責任をもつてする必要があり、責任をとる覚悟をおきましょう。

※来月もインターネットによる人権侵害について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

人権対策課